

船舶事故調査報告書

平成24年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成23年1月5日 12時20分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第5区 助松ふ頭第1号岸壁 大阪府泉大津市所在の泉北大津東防波堤灯台から真方位136° 1,120m付近 (概位 北緯34° 31.1′ 東経135° 23.7′)
事故調査の経過	平成23年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 てつりゅう、199トン 131457、福島海運株式会社 58.51m×9.30m×5.59m、鋼 ディーゼル機関、588kW、平成2年6月
乗組員等に関する情報	機関長 男性 46歳 六級海技士（機関）内燃 免許年月日 平成20年7月18日 免状交付年月日 平成20年7月18日 免状有効期間満了日 平成25年7月17日
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷後部外板に擦過傷 岸壁 擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、左舷着けしていた阪神港堺泉北第5区の助松ふ頭第1号岸壁（以下「本件岸壁」という。）を離岸する際、主機クラッチ遠隔操縦装置を操作し、主機を後進にかけて船体後部を岸壁から離れたのち、前進にかけて右舵をとったところ、右舷方からの風により圧流されて本件岸壁に接近したため、後進にかけようとしたが、主機クラッチが前進から切り替わらず、極微速前進で航行中、平成23年1月5日12時20分ごろ左舷後部が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西～西北西、風力 4 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	主機クラッチ遠隔操縦装置の前進側電磁弁は、本事故後に点検したところ、固着していた。 主機クラッチ遠隔操縦装置は、空気式であった。 主機クラッチ遠隔操縦装置の電磁弁は、少なくとも6～7年間新替えや整備をしていなかった。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり あり 本船は、阪神港堺泉北第5区の本件岸壁から右舵をとって離岸する際、主機クラッチ遠隔操縦装置の前進側電磁弁が固着してクラッチが前進から後進に切り替わらなかったことから、極微速前進で航行し、左舷後部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。 本船は、主機クラッチ遠隔操縦装置が6～7年間整備されていなかったことから、前進側電磁弁が固着した可能性があると考えられる。 本船は、本事故当時、右舷方からの風を受けたことから、本件岸壁に圧流された可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港堺泉北第5区の本件岸壁から右舵をとって離岸する際、主機クラッチ遠隔操縦装置の前進側電磁弁が固着してクラッチが前進から後進に切り替わらなかったため、極微速前進で航行し、左舷後部が本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・主機クラッチ遠隔操縦装置を定期的に整備すること。	